

国民健康保険税のしおり

シリーズ3

退職者医療制度

サラリーマンなどが退職した場合は、医療の必要が高くなったときに国民健康保険へ加入することになりますが、国民健康保険の財政にとって、おもい負担になることから、現役として働いているサラリーマンや事業主の負担と、国保税でまかなうことになっています。

老人保健のしくみ

病気の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施するため、その費用を国が10分の2、都道府県と市町村はそれぞれ10分の0.5、残りの10分の7を医療保険の各保険者が共同で負担します。

医療の給付は原則として、70歳以上のお年寄りが、医療以外の検診などの保健事業は40歳以上の方が対象となります。

給付割合

一般は医療費の7割、退職被保険者は8割（ただし被扶養者は入院8割、外来7割）、老人保健では、外来は毎月1回800円、入院1日400円の自己負担以外を保険者が支払います。

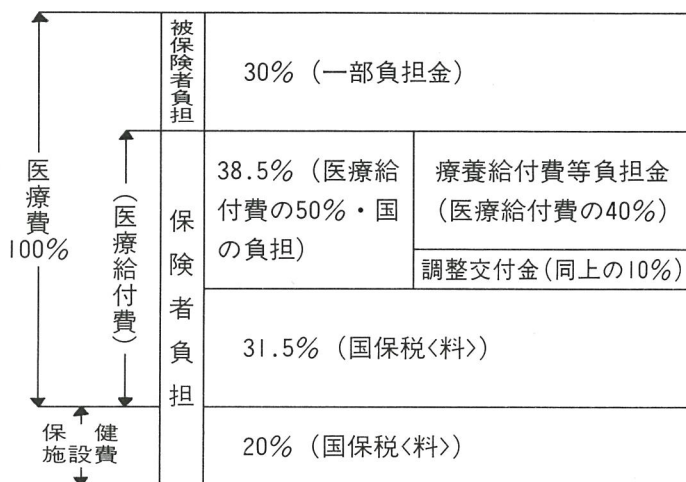
国民健康保険の財政は……

国民健康保険事業を行っていくために必要な経費は、大きくわけて

- ① 医療費などの支払いのための経費
 - ② 被保険者が人間ドックを利用するためなど（保健施設活動費）の経費
 - ③ 特別会計で負担する職員の人件費や事務費
- の三つに区分されます。

一方、上記の経費をまかなうために必要な費用は、

- ① 患者として病院などの窓口で支払う費用（一部負担金といいます。）
- ② 国の負担
- ③ 国保税（昭和62年度は、一般会計から2千500万円を支出し、国保加入者の負担を軽くしました。）に大別されます。これを「費用負担」といいますが、この費用負担の原則を図に表わすと次のようになります。



—— 治療より、予防できる国保税 ——

(つづく)

母子福祉推進員名簿

(61.12.1~64.11.30)

氏名	住所	連絡先	担当地域
高梨春子	光町篠本5099	(5)0186	篠本一、二、三区
鈴木良子	光町宝米9	(5)1100	新井、宝米、二又
鈴木重子	光町台869-1	(5)0081	小川台、母子、小田部、台
飯島紀美子	光町芝崎913	(5)1174	芝崎、傍示戸、富下虫生
大木国	光町宮川6039-5	(5)0272	橋場、桑郷
鈴木登美枝	光町宮川3714	(4)0551	古屋、作間内、宮内
越川恒子	光町谷中2005	(4)1583	谷中、入、西高野、原方、篠原
椎名トシ	光町木戸5938	(4)0419	辻、木戸、長塚、五ノ神
鈴木米子	光町木戸754	(4)0309	白磯、関
加瀬くら	光町尾垂イ3471-2	(4)1054	尾垂五、六区

母子福祉推進員は、母子家庭や寡婦家庭の身近にいてよき相談相手となるために設置されています。生活のこと、子どもの就学のこと、その他母子福祉全般にわたる相談を受け、助言・指導をしてくれます。

母子福祉推進員は、母子家庭や寡婦家庭の身近にいてよき相談相手となるために設置されています。生活のこと、子どもの就学のこと、その他母子福祉全般にわたる相談を受け、助言・指導をしてくれます。

鈴木三郎 飯島栄
 ☎ ☎
 ⑤ ⑤
 0081 0182

その他、身体障害者相談員(飯島栄氏)、精神薄弱者相談員(鈴木三郎氏)が、それぞれの分野で相談をお受けしています。

福 祉 社